

商法計算規定の改正（二・完）

その他のタイトル	Revision of the Commercial Code relating to Accounts
著者	伊沢 孝平
雑誌名	關西大學法學論集
巻	14
号	1
ページ	1-24
発行年	1964-05
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027601

商法計算規定の改正 (二・完)

伊 沢 孝 平

目 次

は し が き

- 一 改正商法計算規定の基本的立場 (1) 商法の立場と会计学の立場 (2) 改正法のとった立場 (3) 財産法と損益法との優劣 (4) 資本維持の原則および会社債権者の保護と損益法との調和 (5) 新計算規定の適用範囲
- 二 貸借対照表法における諸原則 (1) 諸原則の新法における適用 (2) 明瞭性の原則 (3) 真实性の原則 (4) 継続性の原則 (5) 法規違反の効果 (3) 損益法の立場に立つ新法下の貸借対照表と費用収益対応の原則 (以上一三卷四・五・六合併号)
- 三 改正商法計算規定の個別的検討 (一) 資産の評価 (1) 流動資産の評価 (2) 固定資産の評価 (3) 金銭債権の評価 (4) 社債の評価 (5) 株式の評価 (3) のれんの評価 (7) 秘密積立金 (二) 繰延資産 (1) 意義 (2) 新旧両法の比較 (3) 開業準備費用 (4) 試験研究費用・開発費用 (5) 社債発行費用 (三) 引当金 (四) 準備金 (1) 利益準備金 (2) 資本準備金 (五) 利益配当 (六) 附属明細書 (七) 財産目録

三 改正商法計算規定の個別的検討

一 資産の評価 新法は資産の評価方法を改めた。旧法では評価の最高限を定める方法をとっていたが、新法では

商法計算規定の改正

一

資産客体別に評価基準を設け、各資産に附すべき価額それ自体を定める方法をとった。このように旧法では、三四条第一項で時価以下主義をとっていたから、いわゆる秘密積立金を認める余地があったが、新法では一応その余地がないことになった。

(1) 流動資産の評価 (二八五条ノ二)

(a) 新旧両法の差異 旧法は時価以下主義をとっていたが、この主義によると時価の上下により未実現の損益を計上することになり、期間損益計算を不能にするとともに、時価の算定が恣意に流れ勝ちとなり、企業の堅実性を害する。

そこで、新法では原則として、原価主義をとり、例外的に、一方において会社の方で低価主義をとってもよいという意味の選択主義を認めるとともに、他方において低価強制主義を加味することとした。すなわち本条の第一項本文は原価主義を基本とすることを示し、同条第二項は原価主義と低価主義との選択の可能を示し、第一項但書は、低価主義を強制しているのである。

損益法の立場を一貫すれば、原価主義を固執すべきであるが、会計理論においても、一般的に用心深さという美德(三)を肯定しているるので、真実に一番近い価額を附することを強制する低価主義の強制も、あながち否定すべきものではないなからう。(三)

(b) 流動資産の意義 普通に会计学にいう流動資産と全く同一であるが、商法に特別に規定している金銭債権、社債、公債、債券、株式その他の出資は、本条の流動資産には含まれない。さらに現金も除かれる。現金は性質上評価を要しないからである。

そうすると、流動資産の大部分を占めるものは、商品、製品、半製品、原材料、貯蔵品等のいわゆる棚卸資産である。但し動産に限られない。不動産売買業者が販売目的で保有する土地・建物などはその例である。^(四)

(c) 取得価額又は製作価額の算定 ^(五) 実際購入原価又は実際製造原価によって算定する。

取得価額の中には、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等のいわゆる「引取費用」を含む。自家倉庫内の保管費用の如き内部的な付帯費用は含まない ^(六) (法人税法施行規則二〇条の四)。

製造原価は、直接材料費、直接労務費、直接経費及び製造間接費によって構成されている。一般管理費および販売費を含まない。^(六)

(d) 原価の切下(第一項但書) 本条は、物質的欠陥(棚卸減耗など)または経済的欠陥(陳腐化など)を生じた場合に、時価を附すべきものとするばかりでなく、^(七) それよりも広く、一般的価格水準の低下が著しい場合であつて、回復の見込のない場合についても、時価によるべきものであるとして^(八) いるものと解する。回収不能原価部分を当期の損失とすべきものと考えうるからである。

第一項但書の時価とは、売却市場を基準とした処分価額か、買入市場を基準とした仕入価額(再調達価額)かという問題がある。

未実現利益を含まないところの財産の真価を示さすのが目的であるとせば、期末に仕入れるとせば、いくらになるかを標準とすることになるから、仕入価額^(九)ということになり、原価までの回復の可能性を問題とする以上は、処分価額であり、より正しくはそれから販売までに要する諸費用を控除した正味実現可能価額である^(一〇)ということになる。言葉をかえていえば、原価までの回復とは、そのものの取得等のために投下された資本額だけ回収できるかどうかとい

うことに外ならないのである。これは一定の価額で売れるかどうかということなのである。従って処分価額とするのが正しいと思う。また物質的欠陥または経済的欠陥による値下りの場合について考えて見ると、そういったもの一般的な価額であるところの再調達価額などは存在しないことも多いし、またこの場合の時価というのは、同種類のものの時価ではなく、具体的な当該資産の現実の価額でなければならぬから、仕入価額とすることはできない。これに反して、一般的値下りの場合には、再調達価額であるといえないわけではないが、原価までの回復の可能性を問題とする限りは、処分価額とした方が正しいと考える。そこで、ここに時価とは、投下資本の回収可能価額であるところの正味実現可能価額すなわち製品の見積り売価から、アフター・コストを差引いた額であるとするを正当と考える。(二)

次に「切り放なし方式」によるべきか「洗い替え方式」を許すかの問題がある。二八五条ノ二第一項但書により、一度時価まで引下げたとき、時価が上ったなら評価益の計上ができるか（洗い替え方式）、或いはこの時価を将来は、原価と考えて評価益の計上を許すべきでない（切り放なし方式）かの問題がある。

未実現の評価益を出すことは、期間損益計算を不明瞭にするから、洗い替え方式は認められないとの説があるのに(二三)対して、この場合に評価益といわれているものは、実は評価益ではなく、前期における損益の計算を修正するためのものであるとし、時価が取得価額よりも低いために時価まで評価額を引下げた場合にも、取得価額等とは、評価引下げ後の帳簿価額ではなくて、原始取得原価等なのであるとの説がある。(二四)

また商法二八五条ノ二は、原価主義を原則とするともに、低価主義を選択することをも認めているので、もしも原価主義を選択採用した場合に、時価が取得価額より著しく低くなり取得価額まで回復する見込がないと判断して、

時価まで評価減したときは、翌事業年度において評価の基準となる「取得価額」というのは、たとい評価減後であっても、原始取得価額であるとして、洗い替え方式を認め、評価益の計上を許す説がある。^(一四)但しこの説は低価主義(一八五条ノ二第二項)を採用した場合の「取得価額」とは、評価減後の帳簿価額であると解している。

私は切り放し方式が正当であると思う。蓋し洗い替え方式は、未実現の利益の計上を許すことになり、期間計算を不明瞭にするからである。

次に二八五条ノ二第二項の低価法における時価は、処分価額か仕入価額かの問題がある。

原価低価選択主義は、原価主義を排斥または制限したのではなく、「すべての生じうる損失は計上せよ、利益を予想して計上してはならない」という考え方にもとづいている。すなわち会計学上のいわゆる美徳にもとづいて、原価主義に対する例外を認容したのにすぎない。

然らば、ここに時価とは処分価額か仕入価額かというに、第一項但書の場合にあっては、原価までの回復の可能性が問題なのであって、投資の回収ができるかどうかを基準とすべきであるから、この場合の時価とは、これは再調達時価ではなく、売却時価である。より正しくいえば、売却時価から販売までに要する諸費用を控除した正味実現可能価額である。

ところが低価主義の選択を許している場合たる第二項の時価というのは、仕入価額すなわち再調達価額である。その理由は、上述のように、第二項は原価主義を捨てたのではなく、その例外を認めたにすぎないのであるから、その時価の評価は、評価の原則に帰えて、原価すなわち仕入価額によるべきものと考えるからである。

しかし、この場合の時価も、第一項但書におけるそれと同様に、正味実現可能価額すなわち処分価額だとする説が

(二五) ある。その理由としては、『第二項における時価は、論理的には、第一項但書における時価と同一のものでなければならぬ。ただし、第二項に「前項ノ規定ハ」とあることからあきらかなように、第二項は第一項をうけての規定であり、それは、時価が取得原価等よりも低くても第一項但書に規定する以外の場合、すなわち、時価の低落が僅少であるか、著しくても回復の見込のある場合には、取得価額等による評価の例外として、第一項但書のように強制ではないにしても、結果には、それとおなじになるような価額で評価することをもみとめているものと解すべきだからである。』といわれている。つまり資産価額が著しく下落して回復の望みがないときは、時価を附することを強制し、下落が著しくないか、回復の見込があるときは、時価評価を半強制しているのであって、商法二八五条ノ二は、その第一項但書も、その第二項も同趣旨の規定であると考えられているのである。もしも同趣旨であるならば、同一条文の中にある時価という言葉^{二六}を別異に解するのは、解釈論としてもおかしいわけである。しかし私は第一項但書は、価額の回復を問題としており、第二項は評価原則に対する例外の許容を問題としているのであって、両者は同一趣旨ではないと思うので、前者において処分価額をとり、後者において仕入価額をとつても、おかしくはないと思う。

仕入価額を原則とし、これを付することが困難または不適当な場合には、処分価額を付することができると解すべきである。

なお二八五条ノ二第二項が「前項ノ規定ハ」といっているのは、同条第一項本文の原価を附することを要すという、原価主義の採用を指しているのであって、第二項は原価主義を原則とする第一項の規定にも拘らず、低価法をとつてもよいといっているものと解する。

さらに低価法と原価法を每期交互に採用できるかの問題がある。

貸借対照表継続性の原則からして、交互の採用は認められないと思う。(一七)
これに対し認められるとする説がある。(一八)
た低価主義は、例外であるから、一度低価主義を選んでも原価主義に戻れるという説がある。(一九)

経済情勢の変化もあることだから、評価法を、絶対に変更してはならぬというのは、無理かも知れないが、期間損益を明瞭にするというこの度の改正の趣旨には大きく悖反することになる。いくら変更の理由を注記しなければならぬことにしても、改正の趣旨に反することには、ちがいはない。評価方法を、頻繁に変える会社は、信用をうしない自ら墓穴を掘ることになるのだから、かような結果を招く評価方法の変更は、法の立場からは認めるべきではない。

(一) 吉田・八九頁以下、田中誠二・五〇六頁以下、商事二五九号三頁四頁、私法二五号一〇五頁以下。

(二) 「すべての生じうる損失は計上せよ。利益を予想して計上してはならない。」とする保守主義的評価慣行をいう。吉田・三五頁一〇〇頁参照。

(三) 飯野・時報上掲一五頁は、真の損益は売却されて初めて測定できるという考方は、口別損益計算的思考にもとづくものであって、今日の企業会計が求める期間損益の算定の立場とは全く異るとせられている。また植野郁太・新商法における会計理念—企業会計原則との関連において—商学論集(関西大学)八巻二号三三—三四頁は、商法が低価主義を是認していることは、今日の会計に一般的な実現主義を中心とする収益と費用の対応の理念から引出された原価主義の立場をとっていない一例証であるとして、挙げておられる。観方によってはそのとおりであるともいえるが、商法は原価主義の立場をとり、これに若干の例外を認めているのである。すなわち商法はその独自の立場より会計学上の損益法の原則に若干の修正を施しているのである。その例は他にもある。

(四) 矢沢・一五四五頁。植野郁太・上掲二九頁。さらに作為を目的とする債権も、流動資産に含むものと解釈されている(植野上掲)。

(五) 矢沢・一五四四頁、吉田・九〇頁以下。

(六) 一営業年度に同種の商品が多量に数回にわたって異なる値段で買われ、また多量に異なる値段で売られた場合に、期末における残存資産の取得価額をどのようにして決定するかについては、色々の方法が工夫されている。(矢沢・私法二五号一〇五頁一〇八頁)。

先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、単純平均法、最終仕入原価法、売価還元法等があり、これらの方法は、税法上の取扱で認める計算方法であるが、商法が、若しほんとうの個別原価を要求しているものだとなれば、これらは必ずしも合理的な計算方法とはいえない。会計の理論又は実際においては次のような計算方法も認めるべきであるとしている。すなわち修正売価法、基準棚卸法(恒常在高

商法計算規定の改正

八

法、正常在高法、最低在高法、固定在高法、基準在高法と呼ばれる) これである。矢沢・一五四四頁、吉田・九二頁参照。
(七) この場合のみ、当期損失として当期に負担させる理由があるから、時価を付すべきで、他の場合には、原価主義の立場を貫くべきだとの説がある(西原・商事二四三三頁二五九号六頁)。

(八) 吉田・三五頁九〇頁九六頁、田中誠二・五二一頁、大隅・商事二五九号六頁。矢沢・一五五三頁も、価格下落の事実、損傷、陳腐化と同じく……配当可能金額の算定については、低価主義を強制する充分の理由になるとせられている。また回復の見込の存否の判定は、実際問題としては非常にむずかしいが、実際上は棚卸減耗、陳腐化に近いような場合に適用されるだろうといわれている(私法三五号一〇九頁)。
飯野・時報上掲一五頁は、第一項に「著シク」とは、単に量だけの問題であって(従って価格水準の変動による価額下落の場合だけでなく)品質低下等質的のものを含まない。質的原因に基づく場合(財貨の側に瑕疵のあることに基づく価額低下の場合)には、その価額の低下が著しくなくとも、適正な期間損益を算定するために、当然、低価主義によって算定すべきである(低価主義は決して原価主義の例外的基準ではない)。改正法は品質低下等財貨に瑕疵のあること以外の理由、すなわち、価格水準の変動によって時価が原価よりも低い場合に、低い時価を強制し、或いは場合によっては時価による評価を認めていると説いておられる。しかし品質低下、陳腐化による価額低下と雖も、著しくないか、または回復の望があれば、時価を付することを強制する必要はない。真実の原則も、近似性を以て満足するほかあるまい。

(九) 田中誠二・五〇九頁は、時価の意義は「公正な会計の慣行により定めるべく(同説、矢沢・ジュリスト二四七号一一頁、吉田・財経四二七号一四頁)、原則としては再調達価額によるものと解すべきである(同説、鈴木・改正商法について)二八頁、矢沢・ジュリスト二四七号一一頁)。しかし公正な会計の慣行によって、流動資産の種類によって処分価額(正味実現可能価額)によるか、または再調達価額と処分価額との選択によるか認められている場合は、これによっても差支ない(結果同説、上田・財弘九三六号五頁)」といわれている。

矢沢・一五四三頁は、継続企業については、時価は、買入価額を基準として定めるといわれているが、本条第一項但書の場合の時価は「原価のうち回復不能分を控除するわけで原則的には処分価格だという考え方が成り立つ」とされている(矢沢・私法二五号一〇八一—〇九頁)。

- (一〇) 飯野・時報上掲一六頁。
- (一一) 吉田・九六頁参照。植野上掲一九頁も、回収可能価額まで引下げを要求しているといわれている。
- (一二) 田中誠二・五一頁五二二頁、鈴木・改正商法について(三〇頁)田中誠二・上掲に引用、吉田・一〇〇頁一〇二頁、西原・商事二四三三号一頁。
- (一三) 飯野・時報上掲一八頁。

(二四) 佐土井・時報上掲二頁。

(二五) 飯野・時報一六頁。

(二六) 鈴木・私法二五号一二二頁も、規定の目的に従って目的論的解釈をすることができるとされている。

矢沢・私法二五号二〇八、一〇九頁は、第二項については、処分価額、仕入価額のどちらでもよいが、第一項但書の場合は処分価額だとされている。

吉田・一〇一頁は、正味実現可能価額又は再調達原価であるといわれている。

(二七) 大隅・商事二五九号四頁以下、西原・同上、飯野・時報上掲一七一―一八頁、田中誠二・五〇九頁四八六頁、吉田・一〇一頁、矢沢・商事二四六号一四―一五頁。

(二八) 上田・商事二五九号四―五頁、佐土井・時報上掲二〇―二二頁。なお吉田昂・改正会社法附録株式会社貸借対照表及び損益計算書に關する規則五頁は、商法が継続性の原則を採っているとみるべきかについては、疑の存するところであるといわれている。

(二九) 山下・商事二五九号五頁六頁。

(2) 固定資産の評価(二八五条ノ三)

(a) 本条の趣旨と旧法との相違 本条は固定資産(実務における用語例に従う)については、原価を附し、正規の償却をなし、かつ予測不能の減損が生じた場合は、相当の減額をなすべきことを強制している。

旧法上は、二八五条が減損額の控除を明示しておらず、三四条一項の例外でもあるから、原価の範囲内において時価で評価し、評価益を計上することができるとの説があったが、このような説は、新法上では、認める余地がなくなつた。

予測不能の減損の意義については、震災火災等による物質的減損とともに、新式の機械の発明による手持ちの機械の陳腐化のような機能的減損を含むものと解する。

(一) 吉田・一〇五頁、田中誠二・五二二頁、商事二六一号一八頁、矢沢・一五六〇頁、私法二五号二二三頁以下。

固定資産が贈与されたとき、又はその対価の一部が寄附金又は補助金をもって支出されたとき、贈与分は取得価額から除いて、簿外資産とし、又は圧縮記帳できるかという問題がある。

できるという説は、或いは、金銭投下の対象とならなかつたものは資産として計上されないことを理由とし(大住・法セ四〇頁) 或いは、無償取得については、取得価額がなく、この場合にのみ原価主義を離脱すべき理由がないことを以て根拠としている(吉田・一〇九頁)。

できないという説は、取得価額はないけれども、公正な評価額を附して、これを取得価額として二八条ノ三の償却をなすべきものであって、やはり会社の資産として計上すべきで、簿外資産として、評価をしないでおくことはできない。ただし、公正な価額を付して資産として計上することよつてのみ、適正な償却と収益力の算定が可能になるからであるとしている(田中誠二・五二五―五二六頁、矢沢・私法二五号一―一五頁)。贈与された資産も、企業の収益に貢献しているという関係から、これを簿外資産とし、或いは圧縮記帳を認めるときは、企業の費用と収益との対応を正確にすることができないから(西山・私法二五号一―一七頁) 適正な減価償却を可能にするという目的を重視して、後説をとる。この点については、費用配分の観点から考察するも、配分すべき費用が存在しないのであるから、問題にならないであろう(吉田・一〇九頁)との説があるが、このような資産も、収益をあげること寄与していることは否定できないから、費用として配分されるべきものだと思う。

公正な価額で評価した結果生じた剰余金は、資本の部の中の剰余金の部に資本剰余金の名称で記して表示すべきである(田中誠二・五一六頁)。しかし商法は、資本準備金の財源として、このような贈与を受けた資産を算入してはならないから(二八八条ノ二)、会計上は資本剰余金であるが、商法上は、配当可能利益(利益剰余金)になる(矢沢・私法二五号一―一七頁、西山・私法上掲)。

(一) 矢沢・一五六―一五三頁、私法二五号一―三頁以下。

相当の償却をするというのは、計画的に且つ継続的に償却をするということであつて、償却方法を定額法から定率法へ又はその逆に勝手に変えてはならない(田中誠二・四八七―四八八頁、大隅 山下、上田(商事二六二号一八頁))。税法上の耐用年数に従つていれば、相当の償却になるかという問題があるが、税法の耐用年数は、これ以上短くしてはならぬという限度を一般的に決めただけであり、商法上相当の償却というのは、個々の企業にとって、具体的に判断すべき問題であるから、税法のとおりにしたからといって、当然に相当の償却になるとは限らない(矢沢・私法二五号一―一四頁)。また税法の認める特別償却というのは、税金を軽くする趣旨から認められたものであつて、商法とは目的が違うから、税法が認めているから、相当な償却だとは断じえない(矢沢・私法二一四頁、田中誠二・四八四―四八五頁、吉田・一一四頁)。

(二) 矢沢・一五六―一五三頁。

(三) 多数説は、できないとしていた(矢沢・一五六―一五三頁参照)。

(五) 田中誠二・五二五頁、吉田・一四四頁、私法二五号一五五頁、予測不能の減損が生じた場合に、一時に減額すべきで、繰延償却は認めないという説(田中誠二・五二五頁、吉田二一六頁)と機能的減損については繰延償却を認めてよいとの説(矢沢・私法二一五頁一六頁)がある。後説は、曰く物理的(または物質的)減損の方は、それが生じた時期に、一時に原価から直接引いて原価を修正するわけであるが、機能的減損の方は、直ちにその機械の使用を止めるわけではないから、一時に全部償却してしまうのではなく、将来に向かって耐用年数を短くして、償却額を従来より増加し、過去の分は遡って直すことができないので、耐用年数短縮のため、過去に償却すべきであった金額と、実際に今まで償却している金額との差額を、その減損の発生ときに臨時に償却するのである。そのような償却方法をとれば、相当の減額をしたことになるというと思う。けれど二八五条三第一項が、相当の償却を命じた趣旨に反しないからである。

(3) 金銭債権の評価(二八五条ノ四)^(二)

(a) 本条の趣旨 金銭債権の評価方法は、原則として債権金額を附すべきものとした。旧法では三四条一項の適用があり、時価以下の価額によるより外なかつたが、金銭債権は、多くの場合、売却処分することなく、自ら実行し実現するのであるから、それが回収可能である範囲において現金と同視したのである。計算上の便宜も、もとより、考慮に入れられている。^(三)

債権金額より低い代金で買入れたとき(例えば手形を割引いたとき)は、減額しうるのは当然であるが(二八五条ノ四第一項但書)、その他減額をなすべき相当の理由あるときにも、また減額をすることができ、その事例としては、長期の無利息若しくは著しく低利の金銭債権、割賦販売代金債権などがある。因に税法上は、無利息債権について利息相当分の減額を認めていない。

(一) 田中誠二・五二六頁、吉田・三七頁一九九頁、矢沢・一五五三頁、商事二六一号一〇頁以下、私法二五号一八頁以下。

(二) 植野郁太・上掲二九頁、植野・三四頁は、商法の一般的态度としては時価による評価をすべきだが、計算実務上の便宜を考慮して、債権金額でよいとしたにすぎないといわれている。また商法二八五条ノ四第一項但書の低い価額で取得したとき相当の減価をしてもよいというのは、取得原価によるの意味ではなく、実質的価値による評価を考え、それを会社で採用しようというのを否定する理由はないとの主旨か

らでたものであらうともいわれている。

(4) 社債の評価(二八五条ノ五)

(a) 本条の趣旨 社債は金銭債権の一種ではあるが、債権金額によらないで、原則として取得価額によるものとし、それが社債の金額と異なる場合には、相当の増減を認め、その他の点については、取引所の相場のあるものは、流動資産と同様に取扱ひ、取引所の相場のないものは、金銭債権と同様に取扱うべきものとしている。^(二)

増額の例としては、割引発行の場合があり、減額の例としては、割増発行(利息が一般水準より高いものなどについて行われる)の場合があるが、最初は取得価額で計上しておいて、償還期限が近づくとつれて、それぞれその期中の利息に相当する金額だけ或いは増額し、或いは減額して、償還時期には社債金額にするのである。これらの場合に、或る期に増減しないで、次の期に増減できるや否やについては、争がある。^(三)

また長期保有の社債については、右のような増額や減額をする理由があるが、短期保有の場合にも、このようなことが認められるかという問題がある。またこのような事由以外に、増減を認める事由が、外にもあるかということも問題になる。

(一) 商事二六二号二頁、田中誠二・五一八頁、吉田・三八頁二三頁、佐土井・時報上掲一九頁、矢沢・一五五四頁一五六三頁、私法二五号一一〇頁以下。

(二) できないとの説 田中誠二・五一九頁。できるとの説 佐土井・時報上掲二三頁、大隅・商事二六一号二頁、西原・商事同上。増減は会社の任意であるから、できると解すべきである。

(5) 株式の評価(二八五条ノ六)^(二)

(a) 本条は、株式および出資による持分の評価方法として、取引所の相場ある株式については、流動資産と同じに

取扱い^(三) 取引所の相場のない株式および出資による持分については、原則として取得価額を附し、発行会社の財産状態が著しく悪化したとき相当の減額をしなければならぬものとしている。後者については社債または金銭債権と同視することができないので、取扱いを異にした。長期保有の目的の株式については二八五条ノ二の認めているような低価法を採用してもよいように思われるのであるが、長期保有か短期保有かを区別することが困難なので、低価法を認めなかった。^(四)

(一) 田中誠二・五二二頁、吉田・一三〇頁、佐土井・時報上掲一九頁、商事二六二号一〇頁、私法二五号二二二頁。

(二) 株式の評価基準は、銘柄別に適用すべきか、それとも或種のもの又は全体をまとめて適用できるかという問題があるが、各銘柄別に適用すべきものである(同説 田中誠二・五二三頁、佐土井・時報一〇頁)。資産の評価は本来個別評価が原則だからである。

次に各銘柄別に異なる評価基準(原価か低価か、取得価額か時価か)がとれるかというに、低価をとるということは堅実な方法であり、改正法は原価と低価との選択を認めているのだから、これを認めてもよいと思う(佐土井・時報二〇頁、商事二六二号一一二二頁)。

次に評価の基準となる時価の計算については、決算期前一ヶ月の平均価額(旧商二八五条)といった基準は設けてないから、期末日現在の取引所の最終価額を基準とする(吉田・一三四頁、佐土井・時報一〇頁、田中誠二・五三三頁五二〇頁)。

(三) 佐土井・時報二二頁、田中誠二・五二四頁、吉田・一三五頁、私法二五号二二三頁参照、発行会社の資産状態が、株式取得の時にくらべて現在著しく悪化したとの意味であって、単に資産状態が、旧時に比較して、著しく悪化したという意味ではない。また単に営業成績の悪化(収益の悪化)というのとは異なる。それが資産状態の著しい悪化を生ぜしめていない限り、ここにいう悪化には入らない。資産状態の悪化は、その株式発行会社が実際に行った貸借対照表の資産価値(簿価)を基準として判断するのか、或いはある程度それを修正して、この実価が下がっているから資産状態が悪いとするかという問題については、後の考え方で実価を考えるのが正当である(矢沢・私法二五号二二二頁)。

(四) 佐土井・時報二二頁は「改正法が会計実務の慣行を容れて原価主義と低価主義との選択を認めた趣旨からみて、企業の堅実性確保の立場から、長期保有株式についても低価主義の適用は許されるものと解する。」といわれている。

大隅・私法二五号二二四頁は、認めてもよいが、解釈上は認められなくてもやむをえぬといわれている。

(6) のれんの評価(二八五条ノ七)

商法計算規定の改正

(a) 本条の趣旨 のれんにつき、有償承継取得の場合に限り、資産の部に計上することができるものとし、この場合には取得価額を附し、五年内に償却しなければならないものとした。

のれんは、一定の権利ではなく、事実上の関係であるから、それが自家創設のものであるときは、実体が明瞭でなく、その原価を附することが困難である。のみならず、のれんは、会計理論の立場からは、資産として把握する必要なく費用として把握すれば足りるのであるから、自家創設のものについては、試験研究費ないし開発費の繰延べとして問題となるにとどまる。

のれんは、企業経営に関して企業主のもつ人的、物的、地理的の有利条件の集成である。甲ののれんが乙に譲渡された後も、この甲のもっていたのれんは、乙の營業に有利な効果をもたらすけれども、次第に消滅してくる運命にある。少くとも時の経過によりその内容を一変するであろう。この点よりみれば、譲り受けた当初ののれんは、やはり、数年後には消滅するものと解するのが穩当であろう。すなわち乙の經營が良ければ、譲り受けた甲ののれんの利き目が衰えるにしたがって、乙自身ののれんが形成されていくが、經營が悪ければ、乙ののれんが形成されないまま、甲ののれんの利き目は消滅してしまう。ここにおいて譲り受けのれんの償却ということが問題になるのである。

(一) 田中誠二・五二四頁、吉田・三七頁一三六頁、大住・法七前掲三六頁四〇頁、商事二六二号二頁、私法二五号二四頁、久保欣哉・株式会社とのれんの計上 青山法学論集五卷二号一頁以下。

(7) 秘密積立金

(a) 意義 秘密準備金または隠れたる準備金ともいう。貸借対照表上は、準備金として記載されないが、実質上準備金たる性質を有するものであって、会社財産を不当に低く評価しまたは債務を過大に見積ることによって行われる

ものである。

(b) 新旧両法の比較 旧法は時価以下主義をとっていたから、貸借対照表真実の原則に著しく反しない程度の秘密積立金はこれを認めていた。

新法は、旧法と異り、評価の最高限を定める方式を廃止し、資産に附すべき価額それ自体を定める方式をとり、合理的でない秘密積立金の発生を排除したのである。

しかし秘密積立金が許される場合が全くないわけではない。例えば新法は流動資産について、原価と低価との選択を認め、時価を付しうる場合を認めているが、その時価は、樂觀的観測による場合と悲観的観測による場合とでは若干の相違のあることを免れないし、悲観的観測による時価を附せば、秘密積立金を生ずることになる。このようなことは、第二八五条ノ二第一項但書所定の時価の算定についても生ずるであろうし、固定資産の耐用年数についても生ずるであろうし、取引所の相場のない株式の発行会社の資産状態の悪化についての認定についても生ずるであろう。

(一) 田中誠二・五五三頁、吉田・八四頁、矢沢・田中論集五四一頁。

二 繰延資産

(1) 意義 法律上は勿論財産ではなく、実際上も取引の対象となりえない項目が、貸借対照表の資産の項目に現われる場合がある。先に二の(6)ハで一言した開業費(新二八六条ノ二)とか新株発行費用(旧二八六条ノ二、新二八六条ノ四)とかがその例である。これらの費用は、会社の財産中から支出済みの費用であって、法律上の資産でないことは勿論、これを売却処分して現金に換えることは絶対に不可能である。しかも会計処理の慣行は、これを貸借対照表の資産の部にかかげ、新株発行費用については改正前の商法も公然これを認許している。この種の項目を、繰延勘

定または繰延資産と称している。

繰延勘定の観念は、企業会計における費用収益対応の原則、費用収益期間配分の要請から生れている。繰延費用を資産の部に計上することを認める場合としては、或る年度において支払われた相当巨額の支出が、将来の数多の年度に対して経営上有利な効果を残すこと、すなわち資産的意義を有することを予定し、この享受すべき利益に相当する費用の分け前を、これら将来の年度が分担すべきものであるとの理由に基き、年々償却せらるべき金額の残高を計上する場合と、また直接に株主への配当を減殺することを防止するために計上される場合（社債発行差額、建設利息はこの例）とがある。^(三)

前払費用は繰延勘定として計上しなくてはならぬが、ここにいる繰延資産はこれを計上すると否とは任意である。

(2) 新旧両法の比較 財産法の上に立っていた旧商法の伝統的考え方によれば、繰延資産は、法律上も実際取引上も資産として取扱われていないので、会社債権者に対する関係において担保力がなく、その資産性を認めることは、債権者の利益を害することになる。これに反して、会計理論の立場から考えるならば、期間損益計算の正確を期するために、費用の繰延べを認めねばならない。

新法は、財産法の立場と損益法の立場との妥協を計り、繰延資産の範囲を拡張して、開業準備費用（二八六条ノ二）試験研究費、開発費（二八六条ノ三）社債発行費用（二八六条ノ五）を新たに繰延資産に加えるとともに、繰延資産に関する規定を限定的列挙とし、^(四)また二九〇条は、一定の繰延資産の存在を以て配当制限事由とした。

(一) 田中耕太郎・二二六頁、田中誠・一五二七頁、吉田・二九頁三九頁、大住・法々前掲四〇頁、矢沢・一五七三頁以下、私法二五号二二八頁以下、久保欣哉・綜合法学六卷二二五三頁以下。

(二) 田中耕太郎・上掲、矢沢・一五七三頁一五七四頁。これは損益法の立場上好ましいからである。

(三) 矢沢・一五七四頁。例えば建設利息は費用の繰延とはみられず、損失の繰延を政策的に許容したものである。

(四) 商事二六二号一三頁における西原・大隅・上田・山下諸氏の説、田中誠二・五三一頁五三三頁、竹内・時報上掲二八頁。将来の収益の源泉となる可能性が明かでないから、限定したのである(矢沢・一五七七頁)。

(3) 開業準備費用(二八六条ノ二)

(a) 意義 会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用である。創業費の延長と見ることもできる。会社が企業組織体であることを考慮するならば、実質的な企業組織体の創造が重要であって、そのために不可欠の費用として、開業の準備費用は、次期以降の期間に配分負担せしめる根拠がある。(二)

(一) 田中誠二・五三四頁、吉田・一四〇頁、矢沢・一五九六頁、私法二五号二九頁、久保・上掲五五頁。

(4) 試験研究費・開業費(二八六条ノ三)

(a) 意義 本条第一号に規定するものを試験研究費と呼び第二号から第四号までを開業費という。試験研究費中には改良費は含まない。新技術の研究のため支出した費用の例としては、製造上の秘訣、営業上の秘訣、特許権を取得していない新案などいわゆるノー・ハウ (Know-How) を知るために支払った対価などが考えられる。

第二号の新経営組織の採用のため支出した費用の例としては、従業員の配置転換、整理、機械設備の配置換えのために支出した費用などがある。しかし一般管理費は含まない。

第三号の例としては、探鉱のために支出した費用などがあり第四号の例としては、製品の販路拡張のための宣伝広告費などがある。

(一) 田中誠二・五三七頁、吉田・一四五頁、矢沢・一五九七頁、私法二五号一三〇頁、久保・上掲五五頁。

(5) 社債発行費用 (二八六条ノ五)^(二)

(a) 旧法との差異 旧法は、社債発行差金の繰延は認めていたが、社債発行費用の繰延は認めていなかった。しかし解釈上は、認めているというのが多数説であった。立法的に、このことを明確にしたのが、新法である。社債発行差金は、むしろ、社債の評価項目とみるべきもので、必ずしも発行費用と同視できない。

(一) 田中誠二・五四二頁、吉田・一四九頁、私法二五号三三頁、久保・上掲五五頁。

三 引 当 金 (二八七条ノ二)^(二)

(1) 意義 二の(6)の(ハ)の(b)において述べたとおりである。

会計上の引当金には、評価性引当金^(三)と負債性引当金とがある。また別に利益性引当金という概念を認める説もある^(三)。「評価性引当金」とは、例えば減価償却引当金、貸倒引当金等をいう。このような引当金の計上は、資産評価の技術として当然認めるところであって、その計上を否認する余地はない。このようないわゆる引当金には本条を適用する余地はないから本条にいう引当金には属しない。^(四)

「利益性引当金」は、利益の留保たる性質を有する引当金であって、その性質は支出または損失に一般的に備える任意準備金に外ならず、特定の目的を有しないから、本条の引当金の中に入らない。^(五)

本条にいう引当金は「負債性引当金」のみをいう^(六)。それは、決算期以後に生ずることが予定されている特定の支出または損失に当てるために計上する費用であって、当期に負担させるべき特別の根拠のあるものである。

特定の損失に備える引当金の例としては返品引当金があり、特定の支出に備える引当金の例としては修繕引当金がある。「納税引当金」は本条の引当金に含まれるか否かという問題がある。これは負債であって、当然負債として計

上すべきであり、これは未払費用の一種であるとの説がある。^七これに対し法人所得税留保は、一種の引当金であるが、固定資産税留保は、費用に対する引当金（未払費用）であるから、当然の引当金であって、本条にいう引当金でないとの説がある。^八未払費用の一種とする説に賛成する。

次に「退職給与引当金」は、本条の引当金かという問題もある。それは契約にもとづく債務であって引当金中に含まれない。^九条件附債務ないしは不確定期限附の債務であるから、負債として計上せねばならない。総会で修正も否認もできない。

(一) 田中誠二・五七四頁、吉田・二九頁三〇頁四二頁一五〇頁、高橋・時報上掲二九頁、商事二六四号二七九号、私法二五号一三三頁以下、久保欣哉・法的概念としての引当金―その株式会社会計法上の位置―青山法学論集四卷二頁一頁以下。

(二) 大任・法セ前掲四二頁。

(三) 吉田・一五二頁、久保・上掲一四頁二頁一八頁参照。

(四) 本条は、引当金を計上しうると規定しているのであって、計上を否認する余地のないものについては考えていない。そこで本条の引当金は、それを計上すると否とを株主総会の決議で自由に決めようとするものでなくてはならぬ（大隅・商事二六四号一〇頁、上田・同上）。これを裏からいえば、本条の引当金の中には、株主総会で否認または修正できないようなものは入らないということになる（大隅・上掲一三頁）。期間損益を明かにする目的で計上され、このような機能をもつものに限定すべきだという理由等で、評価性引当金は含まないとの説（久保・上掲二七頁）。

(五) 田中・五七五頁、吉田・一五二頁。価格変動準備金が、本条の引当金の中に入るかについては、説が分れている（消極説 田中・五七九頁五八〇頁、吉田・一五五頁、商事二六四号一頁、積極説 上田・商事二六四号二二頁）。これは本文にのべたような目的をもつ任意準備金たる性質を有するものと考えるので、本条の引当金中には入らないと思う。

(六) 田中・五七五頁、吉田・一五二頁、時報上掲三四頁。

(七) 吉田・一五一頁一五四頁。未払費用はこれを計上する年度に支払の額および支払先が、はっきり定まっているのに対して、引当金の方は、支出先も支出額も見積りにとどまるのである。納税引当金は法律的な債務である（商事二六四号一〇頁、植野郁木・上掲三二頁参照）。

(八) 山下・商事二六四号二二頁。

商法計算規定の改正

(九) 田中・五八一頁、吉田・一五四頁、上田・商事二六四号一〇頁、大隅・上掲商事二頁、植野郁太・上掲三頁。

四 準備金

(1) 利益準備金(二八八条)^(二)

(a) 旧法との差異 旧法では毎決算期の利益の二十分の一以上を積立てなければならぬことになっていたが、この「利益」の意義が必ずしも明瞭でない。納税引当金^(三)、役員賞与金^(三)が含まれるかどうかについて疑義がある。

新法は「利益」の語を廃し、「金銭に依る利益の配当額」とした。納税引当金や役員賞与金を含まない。これらは社外に流出する金額であるが、会社の負債(損金)として流出するものであるから、利益の流出と見ないのである。株式配当の額も含まれない。現実に金銭が社外に流出しないからである。

積立額は二十分の一でなく、十分の一である。実質的にはその額は、旧法におけると余り変わらないであろう。

(二) 田中誠二・五四八頁以下、吉田・四五頁一五七頁、商事二六四号一三頁、私法二五号一四〇頁。

(三) 会計慣習としては、法人税は利益への課税であり、利益処分の一環であって、費用ではないとして、利益処分項目として取扱ってきている(植野郁太・上掲三八頁)。

(三) 賞与金は、本来は取締役等の報酬とは区別せられ、彼等が重大な責務を負っている結果に対する謝意を示すために、利益のあった場合にその何分の一かをこれに与えるものであって、その勤労に対する反対給付ではないことになっているが、近時は、この賞与金を会社の営業費中より支出する例も多くなり、漸次報酬としての性質をもつ傾向にある(伊沢孝平・註解新会社法四六一頁参照)。

(2) 資本準備金(二八八条ノ二)^(二)

(a) 旧法との比較 財産評価益の積立の廃止と合併差益に関する改正とが行われた。

新法に定める資産の評価方法によれば、原則として評価益が発生せず、社債の償還期限の近づくに従ってなされる

評価額の増額は、評価益であっても、これは当期の利益とするのが合理的であるからである。

合併差益の問題については、旧法では、消滅会社の利益準備金、配当平均準備金等その他特定の目的のために積み立てられた準備金がすべて、資本準備金となってしまうため、存続会社、新設会社は、資本準備金と重複して、別にこれらの準備金を積み立てなければならなくなって不都合だから、右の額を資本準備金としないことができるものとしたのである。

(一) 田中誠二・五六四頁、吉田・一五九頁、私法二五号一四〇頁。

五 利益配当(二九〇条)^(二)

(a) 旧法との比較 開業費等の繰延べのない場合においては、配当可能利益の算出方法は、旧法と同じである。^(三)

開業費等の繰延べのある場合は、そのない場合における配当可能利益金額から、さらに次の金額を控除せねばならない。即ちこの繰延べ額から、その会社の積立てている法定準備金額(二九〇)と、この期に積立てることを要する利益

準備金額(二九〇)との合計額を差引いた金額(超過額)を控除しなければならない。その趣旨は、繰延資産額は、法

定準備金の範囲内においてのみ配当可能利益に算入されるのであって、その範囲を超える額については配当を許さな

いとするものである。^(四)すなわちこの種類の繰延資産の資産性を否認するわけである。その換金性の薄弱の故に、また

その将来の収益性が必ずしも保障されていないことのゆえに、このような取扱いがなされているのであるが、従来認めていた種類の繰延資産についてはその繰延べすなわち資産性を認めつつ、新たに認めた繰延資産の資産性を拒否または制限する理論的根拠は、損益法の立場からは出て来ない。^(五)

(一) 田中誠二・五八四頁、吉田・四〇四頁四一頁一六六頁、私法二五号一四二頁。

(二) 二九〇条第一項第三号によると、その決算期に積立てなければならぬ利益準備金の額は、配当額の十分の一以上の額であるから、配当額が確定しない限り、確定しないわけであって循環論法に陥るように見える。しかし、配当可能利益の限度額の算出の方法としては、純資産額から、資本の額および既存の法定準備金の額を差引いた額の十一分の十を算出すれば足るのであって(註三参照)循環論法にはならない(吉田・一六七頁)。

(三) 会社の純資産額をNA、開業準備費用・開発費用等の額をDA、資本額をC、資本準備金・利益準備金をLS、当期積立利益準備金をES、配当可能額をDとすれば、次の算式によって配当しうべき金額すなわちDを求めることができる。

$$\begin{aligned} & \text{まずDAが0であるか、又はDAがLSとESとの合計額より小なるかを } (DA \leq 0, \text{ or } DA \leq LS + ES \text{ のとき}) \\ & D = NA - (C + LS + ES) \text{ であり、 } ES = 1/10D \text{ (金銭による利益の配当額の十分の一を積立てるとする) とすれば、 } D = NA - (C + LS + 1/10D) = (NA - C - LS) \times 10/11 \text{ となる。前註三参照。} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{次にDAがLSとESとの合計額より大なるとき } (DA > LS + ES \text{ のとき}) \\ & D = NA - (C + LS + ES) - (DA - LS - ES) = NA - C - DA \text{ となる。} \end{aligned}$$

すなわち会社の有する純資産額より資本金額と開業費等の繰延資産額とを差引いたものが配当可能利益金額である。以上の数式は、植野郁太・上掲三三三頁より借用した。

上記の図表は、大任・法セ四二頁より借用したものであるが、これに従って説明してみると、繰延額(二三〇万円)は、法定準備金の範囲内(一九〇万円)においてのみ配当可能利益に算入されるのであるから、二三〇万円から一九〇万円を差引いた残額たる四〇万円は、配当を許されない金額となる。だから四〇万円を配当可能金額より差引かねばならない。これを別の表式でいえば、繰延資産額は、資本準備金・利益準備金・当期積立利益準備金たる法定準備金額と配当不可能額との合計に等しいことになる。会社の有する純資産額から資本額と繰延資産額との合計額を差引けば、配当可能額が出てくることは、上掲の数式の示すとおりである(吉田・一六九頁参照)。

(貸方) 貸借対照表 (借方)

資	流動資産	負債		
	固定資産	資本		
	開業準備費用 開発費等 (230)	資本準備金 (100)	利 益	利益準備金 (10)
		利益準備金 (80)		当 期 積 立 利 益 準 備 金 (40)
流動資産	(150)	配当可能額 (100)	配当可能額 (100)	
固定資産				

六 附属明細書 (二九三条ノ五)^(二)

(1) 新旧の比較 新たに「取締役および監査役に支払った報酬」が記載事項に加えられた。株主としては、定款なしし総会の決議がいかに実行されたかの報告をうける権限を認められるのが当然だからである。

(二) 吉田・一七〇頁、商事二六五号一頁、私法二五号一四三頁。

七 財産目録 (二八三条)^(一)

(1) 新旧の比較 財産目録を総会に提出することを要しないものとして、事務の簡素化を計った。財産目録は大部分のものであり、総会に提出して株主に配布しまたは閲覧に供するに適しないものだからである。

また損益法は、誘導法を採用することになるが、誘導法にあっては、その計算の過程に財産目録の作成が含まれていないので、その廃止すべきことさえも提唱されている。しかし損益法の立場でも、時価の算定を必要とすることがあり、棚卸法を加味することが必要であると認められるならば、やはり、財産目録の作成を必要とするといわねばならない。^(三)

なお二七五条の監査役の調査義務は従来どおりで、この義務は、財産目録に付いても存する。^(三)

新法では、財産目録は貸借対照表を作成する基礎になっている帖簿とは考えられず、むしろ貸借対照表の内訳明細表というようなものである。^(四) 株主総会に提出されるものは貸借対照表であって、財産目録ではなく、この貸借対照表は総会の承認どおりに確定される。もし財産目録の方の記載が間違っているならば、その点で取締役の責任の問題を生ずることがある。財産目録の方が正しく、貸借対照表の方が間違っていれば、場合によると計算書類の承認なし配当決議の無効の問題となる。^(五)

商法計算規定の改正

二四

- (一) 田中誠二・四九二頁、吉田・四六頁、七七頁、商事二五九号二頁、私法二五号一四三頁。
- (二) 財務諸表の体系、会計実務と商法における計理体系の差異および棚卸法（財産目録法）と誘導法との差異については、矢沢・田中論集五二三頁参照。
- (三) 商事二五九号二頁、吉田・七七頁。
- (四) 大隅・上田・山下（商事二五九号一三三頁）。
- (五) 大隅・上掲。

(完)

正 誤

一三卷四・五六合併号一三六頁四行目 後者とあるは前者の誤